鳥取地方法務局
鳥取地方法務局米子支局
鳥取地方法務局倉吉支局
山口地方法務局
山口地方法務局下関支局
山口地方法務局宇部支局
山口地方法務局萩支局
山口地方法務局周南支局
山口地方法務局岩国支局
山口地方法務局柳井出張所
徳島地方法務局
徳島地方法務局阿南支局
徳島地方法務局美馬支局
松山地方法務局
松山地方法務局砥部出張所
松山地方法務局今治支局
松山地方法務局宇和島支局
松山地方法務局西条支局
松山地方法務局大洲支局
松山地方法務局四国中央支局
高知地方法務局
高知地方法務局安芸支局
高知地方法務局須崎支局
信託目録の作成に係る事務

高知地方法務局四万十支局
高知地方法務局香美支局
高知地方法務局いの支局
佐賀地方法務局
佐賀地方法務局鳥栖出張所
佐賀地方法務局唐津支局
佐賀地方法務局伊万里支局
佐賀地方法務局武雄支局
長崎地方法務局
長崎地方法務局島原支局
長崎地方法務局諫早支局
長崎地方法務局五島支局
長崎地方法務局平戸支局
長崎地方法務局壱岐支局
長崎地方法務局対馬支局
大分地方法務局
大分地方法務局中津支局
大分地方法務局日田支局
大分地方法務局佐伯支局
大分地方法務局臼杵支局
大分地方法務局竹田支局
大分地方法務局杵築支局
大分地方法務局宇佐支局
信託目録の作成に係る事務

宮崎地方法務局
宮崎地方法務局高鍋出張所
宮崎地方法務局都城支局
宮崎地方法務局小林出張所
宮崎地方法務局延岡支局
宮崎地方法務局日南支局
鹿児島地方法務局
鹿児島地方法務局種子島出張所
鹿児島地方法務局屋久島出張所
鹿児島地方法務局川内支局
鹿児島地方法務局出水出張所
鹿児島地方法務局鹿屋支局
鹿児島地方法務局曽於出張所
鹿児島地方法務局奄美支局
鹿児島地方法務局徳之島出張所
鹿児島地方法務局沖永良部出張所
鹿児島地方法務局与論出張所
鹿児島地方法務局霧島支局
鹿児島地方法務局知覧支局
鹿児島地方法務局南さつま出張所
信託目録の作成に係る事務

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第十条の規定に基づき、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百九十四号）第三条第一項の請求書及び文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則第六条の届出書の様式を次のように定めたので、告示する。

平成二十三年十月十二日

文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

一　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令第三条第一項の請求書の様式は、別記様式第一の一から別記様式第一の五までのとおりとする。

二　文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省関係平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行規則第六条の届出書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

○法務省告示第四百六十八号

平成二十三年法務省告示第十五号（不動産登記規則附則第十七条第一項の規定に基づく指定に関する件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十三年十月十二日

法務大臣　平岡　秀夫

平成二十三年法務省告示第十五号（不動産登記規則附則第十七条第一項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十三年十月十七日から施行する。